

2023 年度

明石市保育所・認定こども園 増築等による定員増募集要項

エントリー期間

第一次 2023(令和5)年11月15日(水)～2023(令和5)年12月8日(金)

第二次 2023(令和5)年12月11日(月)～2024(令和6)年2月2日(金)

申込期間

第一次 2023(令和5)年12月22日(金)まで

第二次 2024(令和6)年2月22日(木)まで

定員増予定時期

2024年(令和6)年4月1日または2025(令和7)年4月1日まで

※募集要項は必ずご覧いただき、基準や法令、諸条件をご確認のうえで応募してください。
※明石市独自の基準を設けている場合がありますのでご注意ください。

A. 募集概要

A 1. 募集概要

明石市内における既設の私立認可保育所、認定こども園の内部改修や増築等により定員を増加するもの。原則、1歳児及び2歳児の定員増を含むものとする。

A 2. 募集地域

明石市内全域

A 3. 申込資格

明石市内で認可保育所、認定こども園の運営を実施していること。
令和2年度から令和4年度における法人全体の保育士の離職率が50%以下であること。

A 4. 申込・審査のスケジュール

【第1次申込】

エントリー期間	2023(令和5)年11月15日(水)～2023(令和5)年12月8日(金)
申込締切	2023(令和5)年12月22日(金)
書類審査	各申込締切後 随時実施

【第2次申込】

エントリー期間	2023(令和5)年12月11日(月)～2024(令和6)年2月2日(金)
申込締切	2024(令和6)年2月22日(木)
書類審査	各申込締切後 随時実施

(1) エントリーシートの提出

- ① 提出期限 上記の通り
- ② 提出方法 以下のメールアドレスまで書類を添付したメールを送付すること
- ③ 提出先 明石市こども局こども育成室企画担当
メールアドレス < taikijidou@city.akashi.lg.jp >

(2) 申込書類の提出

- ① 提出期限 上記の通り(但し、各締切日の17時までとします。)
- ② 提出方法 直接持参のみ(提出時に申請内容・添付書類を確認します。)
- ③ 提出部数 5部(正本1部、副本4部。様式は市ホームページからダウンロード。)
- ④ 注意事項
 - ア. サイズはA4版(図面はA3版も可)とし、始めに提出物一覧表(チェックしたもの)を付すこと。
 - イ. 片面印刷のみとすること。
 - ウ. 資料番号ごとにインデックスを付した合紙を添付すること。
 - エ. 両開きのファイルに左開きで綴じ、申込書名、法人名および正副の区別がつくよう背

- 表紙をつけること。
- オ. 申込書類を書類ごとにPDFに変換して収録したCD-Rを提出すること(データの名称は提出物一覧表及び提出物チェック表の書類名称を用いること。)
- カ. 書類提出の際は、予め電話連絡により予約すること。

○申込みの事前協議／応募書類提出のアポイント連絡先

明石市こども局こども育成室企画担当 担当： 中澤、迫田、水野

Tel:078-918-5267 Fax:078-918-5163

E-mail:taikijidou@city.akashi.lg.jp

B. 定員増及び整備計画に関する要件

事業計画に当たっては、下記の内容を遵守してください。遵守されない場合、申込を受け付けることができない場合があります。

B 1. 定員増の期限

定員増は原則 2024 年(令和 6 年)4月1日又は、2025 年(令和 7 年)4 月 1 日までとします。施設の増築や改修等を伴う場合は、2024 年度(令和 6 年度)中に整備を行うものとし、定員増のおよそ2週間前までに建物の引き渡しを受けるようにしてください。

B 2. 増加定員について

本市の待機児童の状況を鑑み、原則、1歳児及び2歳児の定員増を実施してください。ただし、1歳児や 2 歳児の定員増に伴い3歳児以降の定員増が必要な場合は、3歳児以降の定員増を可とします。また、定員増をしようとする保育所等に分園が接続されている場合や、小規模保育事業所の連携施設となっている場合は、分園等からの受入を考慮した定員としてください。

B 3. 整備物件に関する要件 ※必ず申込者において確認してください。

施設の増築や改修等を伴う場合は、建物が次の①、②を満たすこと

- ① 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。
- ② 建築基準法における耐震基準(昭和 56 年6月1日施行)により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。

B 4. 施設及び設備の仕様

- (1) 本要項内「E. 施設及び設備等の基準」に定める基準を備えること。
- (2) 送迎用駐車場及び駐輪場、ベビーカースペースを整備すること。なお、駐車場台数を多く

確保するなど、施設周辺の交通環境の維持及び遠方からも利用しやすくする工夫をされることが望ましい。

- (3) 整備計画は、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)及びその他の関係法令等を遵守すること。

B 5. 近隣対応

増築等の工事を実施する場合は、整備を円滑に進めるため、整備予定地の近隣住民(特に隣接敷地の住民、町内会、自治会、連合会、学校等)に対し、以下の説明を法人等の責任において実施してください。原則、市は住民説明会等に参加しないものとします。

- (1) 基本設計立案後

開発協議の手続きを行う前に、近隣住民に対し、整備計画や運営等についての説明会を開催すること。開発協議が不要の場合も、基本設計立案後速やかに実施すること。また、学校施設への説明を必ず行うこと。

- (2) 工事着手前及び適時

工事計画が確定し次第、近隣住民等にスケジュール、工事車両の通行等具体的な工事の実施態様についての説明会を開催すること。

- (3) 工事着工後

工事着工後も近隣住民等から苦情や要望があれば誠意を持って対応すること。

B 6. 認可手続きについて

選定事業者は、施設整備と並行して、事業認可の申請手続きを進める必要があります。認可の手続きに則って認可内示を受けた後に児童の募集を行い、正式認可後に定員増という流れになります。

C. 運営に関する要件

C 1. 施設長予定者

原則、当該公募における定員増に伴う施設長の変更は行わないこと。ただし、新たに施設長の配置が必要となる場合については、次の要件を満たすこと。

- (1) 施設長の資格

施設長は、認可保育所、認定こども園(地方裁量型を除く)又は小規模保育事業所(A型)において、施設長等の幹部職員(副園長、主任を含む。)として3年以上の常勤勤務経験を有する保育士(認定こども園の場合は保育教諭)を配置すること。

また、令和5年4月1日を基準日として過去3年間で2回以上退職をしていないこと。ただし、法人内の人事異動などやむを得ない場合を除く。

- (2) 法人又は本人都合による交代

申込後から開所後3年を経過するまでの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから認めない。**※施設長の変更は D3(1)④にいう「重大な計画変更」に当たるので注意すること。**

C 2. 職員配置等

次の国通知及び明石市が定める㉗～㉙の法令(以下「明石市条例等」といいます。)を遵守するほか、以下の(1)～(4)によるものとします。

【国通知】

○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号内閣府子ども・子育て本部統括官等通知)

【明石市条例等】

- ㉗ 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第44号)
- ㉘ 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年規則第20号)
- ㉙ 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第45号)
- ㉚ 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年規則第21号)

(1) 保育士・保育教諭の配置

- ① 十分に余裕をもって勤務シフトを組める保育士・保育教諭の数を確保すること。また、児童の処遇向上と職員の処遇改善のため保育士・保育教諭の加配に努めること。
 - ② 常勤勤務の保育士・保育教諭を、各学級につき1名以上配置すること。
 - ③ 保育所における主任保育士は、学級担任から離れ、専任とするよう努めること。認定こども園における主幹保育教諭は、学級担任から離れ、専任とすること。
- ※主任保育士の専任は努力義務(加算項目)であるのに対し、主幹保育教諭の専任は強行規定であることに注意すること。

(2) 実務経験者の配置

保育士及び保育教諭(施設長を除き、主任保育士、副園長及び主幹保育教諭等を含む。)は、認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業所において1年以上の勤務経験がある者を3割以上配置すること。また、0～2歳児の担当保育士の少なくとも1名は、上記施設において0～2歳児の低年齢児の保育に当たった実務経験が1年以上ある者を配置すること。なお、未満児(0～2歳)、以上児(3～5歳)それぞれについて、1名ずつリーダーを設定することが望ましい。

(3) 調理員の配置について

調理員は常勤(1日6時間以上かつ月20日以上勤務)かつ専任の者とする。ただし、定員が151人以上の場合は、3人の調理員のうち1人を非常勤として差し支えない。また、調理業務を委託する場合は、調理員を配置しているものとみなす。

(4) 調理師、栄養士又は管理栄養士の配置について

常勤の調理員のうち、少なくとも1名は栄養士(管理栄養士を含む。以下同じ。)の資格を有する者を配置すること。ただし、同一法人が運営する他の認可保育所、認定こども園又は

小規模保育事業所の栄養士が、設置する認可保育所又は認定こども園の栄養士業務(栄養管理、保護者からの相談対応、他の職員に対する栄養学的助言等)を確実に実施する体制が整えられれば、栄養士を配置しているものとみなす。この場合においては、栄養士に代わる常勤かつ専任の調理師を配置すること。また、常勤の調理員のうち少なくとも1名以上は、乳児又は幼児の集団給食調理の実務経験が1年以上ある者を配置すること。

C 3. その他運営に関する注意点

(1) 関係法令等

保育所保育指針のほか他関係法令を熟知のうえ運営にあたること。また、関係法令の改正、関係通知等についても、十分に注意を払うこと。

(2) 健康診断について

- ① 入所前健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。
- ② 保育従事者への健康診断は少なくとも年1回実施するとともに、給食調理に携わる者は月1回以上検便を実施すること。

(3) 損害保険の加入

施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等の損害保険へ加入すること。

(4) 職員研修

配置する職員については、配置前に必要な研修や打ち合わせを行い、配置後は計画的かつ積極的に外部の研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。

(5) 職員確保について

想定外の人事や、児童の受け入れ等に柔軟に対応できるよう、常時余裕を持った保育士その他の職員の確保に努めること。

D. 審査・整備の流れ

D 1. 審査方法

審査は提出資料等の内容をもとに、運営法人選定審査会において市の審査基準に従い、書類審査により実施します。審査の結果によっては選定無しとなる場合もあります。

<審査項目の概要>

審査項目	内容
1 法人の資質・能力	定員増の理由、今後の展望
2 業務遂行能力	職員確保計画、職員配置計画、子どもの安全対策等 施設長予定者の確保状況や資質
3 施設運営	定員増に伴う保育への影響の想定や給食提供について
4 施設整備等	スケジュール、最低基準の適合状況、整備内容等

審査・選定にあたっては、以下の項目に留意してください。

- (1) 募集要項の応募資格、設置条件等を満たしていない場合、提出書類の不足や内容に事

実と反する記載があった場合には失格となる場合があります。また、これらが選定後に判った場合は選定を取り消す場合があります。

- (2) 事業者の応募数にかかわらず審査・選定を実施しますが、審査の内容によっては、事業者を選定しない場合があります。
- (3) 他の応募事業者の整備計画内容等に関する問い合わせには一切応じません。
- (4) 審査結果については一切の異議申し立てに応じません。
- (5) 審査内容のうち、施設長予定者の確保状況や資質については、施設長を新たに配置する場合に限り審査を行います。また、その際は施設長候補者と個別にヒアリングを実施する予定です。

D 2. 整備計画

事業者選定後は、定員増までの整備計画について下記担当部署へ確認・協議を行うようにしてください。

(1) 整備計画の協議について

整備計画について、法人の整備担当者及び設計士と協議を行いますので、事業者選定通知が届き次第、下記担当までご連絡ください。また、増築や内装改修を実施する場合は、選定後すぐに国への補助金申請を行いますので、事業計画にについて詳細に検討しておいてください。

(2) 開発協議及び建築確認

開発協議及び建築確認について、十分に余裕のある整備計画を立ててください。また以下の点について留意してください。

① 施設を使用する1か月前までに検査済証の交付を受けるよう工程を組むこと。

② 埋蔵文化財の試掘、発掘調査の可能性を考量すること。

※整備計画に支障をきたした事例もあります。試掘・発掘の要否等については十分に確認を行ってください。

③ 明石市景観条例(平成4年条例第1号)に適合すること。また、建物の外観は周辺地域の景観と調査するものとし、事業期間を通じ美観を保つこと。

④ 整備計画に当たっては、次の担当部署に直接相談し、確認を行ってください。また、補助金の交付決定を受けて実施した整備事業については公共工事に準じた工事完了検査を実施します。工事内容の適正及び関係書類の整理には万全を期してください。

<整備計画協議の担当部署>

補助金事業: 明石市こども局こども育成室企画担当 (078)918-5267
(明石市役所議会棟1階)

<開発協議及び建築確認申請の担当部署>

開発協議: 明石市都市局住宅・建築室開発審査課 (078)918-5087
建築確認: 同室建築安全課 (078)918-5046
(両課とも明石市役所本庁舎7階)

発掘調査: 明石市市民生活局文化・スポーツ室文化振興担当
(078)918-5629(明石市立文化博物館1階)

D3. 補助金事業

選定された事業については、就学前教育・保育施設整備交付金を適用する予定です。応募申請書類の中にも資金計画を記載する欄がありますので、必要に応じて末尾記載の担当まで事前にご確認ください。

	増築を伴うもの	内部改修によるもの
補助事業名	就学前教育・保育施設整備交付金 (改造・増築)	就学前教育・保育施設整備交付金 (大規模修繕)
補助率	補助対象経費の 3/4 (市随伴補助含む)	補助対象経費の 3/4 (市随伴補助含む)

※ 補助事業の対象、補助率は令和5年度補助要綱を参考に整理したものです。補助金要綱の内容の変更がなされた場合等は、原則として最新の要綱が適用されますので、ご注意ください。

※ 内部改修に関しては、対象経費の実支出額の合計が500万円以上等の条件があるため上記補助要項及び令和5年8月22日付こ成事第426号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」をご確認ください。

※ 工事業者の選定は、明石市契約規則(平成5年規則第10号)に定める一般競争入札(制限付き)の方法により実施してください。

※ 明石市が独自に事業費の1/8を上乗せ補助する「明石市民間保育所等整備促進補助事業」については、適用を終了しているため留意すること。

(1) 補助事業の日程について(予定)

国庫補助金を活用する場合は、①②いずれかの日程となります。

① 事前協議申請: 2024年1月下旬 補助金内示: 2024年4月以降

② 事前協議申請: 2024年3月下旬 補助金内示: 2024年6月以降

(2) 補助対象事業費について

補助対象経費は、建物の増築に係る経費、施設の整備に必要な経費(内装改修費)、実施設計費、工事期間中の賃料及び工事事務費等(設計監理費)をいい、外構工事費、基本設計費その他の本体工事に直接かかわらない事業費は含みません。

(3) 補助対象事業費の上限について

施設整備の条件により補助対象経費の上限が決定するが、補助対象経費が補助基準額を超える場合には自己負担割合が増加することについて注意すること。

(4) 事業着手時期について

原則として各補助事業は単年度事業であるため、整備事業が年度をまたいだ場合には事業全体として補助対象ではなくなることに注意すること。また、補助金の内示前着手は補助対象外となるため、必ず内示後に着手すること。

(5) 財産処分、会計検査について

国庫補助金の交付を受けて整備した物件は、処分に制限があるほか、後日会計検査受検の可能性があるため、万一、物件や設備の改修や売却、撤去を検討する場合は、あらかじめ市に相談すること。

【参考】〇こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について(こ成事第 331 号令和 5 年 6 月 15 日)

E. その他

- (1) 申込に当たり、整備計画・資金計画・人事計画等を十分考慮し、理事会等において施設整備の承認を受けておくこと。
- (2) 整備年度における交付金又は予算議案が不成立の場合は、本事業を延期又は中止する場合があります。
- (3) 本市又は他市において保育所等の開園を同時期に予定している場合は、保育士確保状況や事業の実現性を十分に確認しておくこと。※審査会において説明を求める場合があります。
- (4) 施設整備計画、運営計画ともに、法定の基準以上にゆとりがもてるよう策定すること。ただし、開設後、定員まで児童が入園することを保証するものではありません。
- (5) 市内の公立幼稚園は2024年(令和6年)4月に全園が幼稚園型認定こども園に移行予定です。

F. 施設及び設備等の基準(資料)

(1) 認可保育所施設の構造、設備等の基準

区分	要件
1 保育室	<p>① 同一の室に乳児室、ほふく室及び保育室を設ける場合には、明確に区分すること。特に、0歳児室については安全性に配慮し、他の児童が容易に立ち入れないような構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室(0歳児室)…1人につき1.65㎡ ・ほふく室(1歳児室)…1人につき3.3㎡ ・2歳児室…1人につき1.98㎡ ・3～5歳児室…1人につき1.98㎡ <p>② 上記の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。</p> <p>③ 乳児室、ほふく室及び保育室は、定員数の1.2倍程度の有効内法面積を確保すること。特に、乳児室については、年度途中で満1歳児になることを踏まえ、できるだけ余裕のある広さとするよう配慮すること。</p> <p>④ 内法面積は、単に壁厚を除いた面積ではなく、乳幼児が有効に活動することが可能な面積を指す。したがって、常設の家具等は内法面積から控除すること。</p> <p>○内法面積に含めることができるもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等、床から180cm以上に設置されているもの <p>○内法面積に含めることができないもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーや棚、本棚等常設のもの ・ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの <p>⑤ 2歳以上の保育室には手洗い設備を備えること。</p>
2 調乳室	調理室とは別に、乳児室又はほふく室に隣接する位置に設けること。
3 沐浴室、設備	2歳未満児用の便所、乳児室又はほふく室内部を区画して設置することも可とする。
4 洗濯室	独立の室である必要はないが、専用のスペースが確保されていることが望ましい。
5 3歳未満児用便所	<p>① 3歳以上児の便所とは別に、3歳未満児用の便器及び手洗い場を備えること。</p> <p>② 汚物処理設備を設けること。</p> <p>③ おむつ替え台等、保育士の業務の利便性や衛生管理に配慮した設備の設置に努めること。</p>
6 3歳以上児用便所	<p>① 3歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えること。</p> <p>② 3歳以上児用の大便器は個別のブースに設けること。</p>
7 医務室	児童の急病等に対応するためのスペースを確保すること。ベッドを配置するなど静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。カーテン等で区画できれば、職員室内に設けることも可とする。

8 職員室	施設に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、職員室を設置すること。
9 職員用休憩室	職員用休憩室の設置に努めること。ただし、調理員とその他の職員の休憩室は別とすること。
10 職員、調理員及び来客用便所	場所は乳児用又は幼児用の便所内でも可とする。ただし、調理員用は衛生管理上の観点から、便所内に手洗い設備を設置するとともに、調理員の動線が他の職員や児童の動線と重複しないように配置すること。
11 調理室	定員の1.2倍の児童及び職員用の給食を余裕をもって供給するための機能を確保すること。また、調理室内の出入り口付近に専用の手洗い設備を設置すること。
12 調理作業場前室	調理員が便所から直接に調理作業場(調理室、食品保管庫及び検収室)に入ることがないように、前室の配置に努めること。
13 保存食保管庫	保存食を-20度以下で2週間以上保存できる設備を設置すること。
14 食品保管庫	原材料の汚染を調理室に持ち込まない場所に設けるよう、設置場所に配慮すること。
15 下処理室	原材料の汚染を調理室に持ち込まないようにするため、設置に努めること。なお、設置しない場合であっても、境界にテープを張る、床の色を変える等により明確に区分すること。
16 食材の搬入口及び検収場所	食材の搬入口及び検収場所は、原則として専用の出入口を設けることとし、検収場所は調理作業場内かつ調理室外に設置すること。
17 収納スペース	午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納スペースを十分に確保すること。また、ロッカー等、児童数単位の設備の数は、定員の1.2倍を目安に設置すること。
18 屋外遊技場	満2歳以上児1人につき3.3㎡以上とし、保育に必要な用具を備えること。また、保育室の内法面積の考え方と同様に、園舎と外壁との狭隘な隙間や植栽箇所等を除き、遊技場として有効に活用できるスペースとして必要面積を確保すること。
19 階段(常用・避難用)	踏面、蹴上、手すり、踊場等について、避難時等の安全の確保に配慮すること。 ① 踏面:30cm以上 ② 蹴上:16cm以下 ③ 手すり:大人用と子供用の2本設けること。 ④ 踊場:回り段を設けないように努めること。
20 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。 イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられてい

ること		
階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、

	<p>第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>
21 屋上園庭の取扱いについて	<p>以下の①から⑤までのすべての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積を算入できるものとする。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場として相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積参入ができない屋上の実際の利用を妨げるものではない。</p> <p>① 耐火建築物であること</p> <p>② 保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること</p> <p>③ 園児の利用しやすい場所に便所、水飲み場等を設けること</p> <p>④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)</p> <p>⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外(屋上)の環境を結び付けて自ら多様な遊びが展開できるよう園児自らの意志で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る)と行き来できると認められていること。</p>
22 送迎用駐車場等	<p>送迎者用駐車場及び駐輪場については、設置位置及び定員に応じ必要な数を設置すること。その際、園児等の動線について十分に配慮すること。</p>
23 屋外遊戯上の遊具	<p>屋外園庭の遊具について、整備補助事業の対象経費としない場合であっても、開園時までには設置するよう努めること。やむを得ず設置が間に合わない場合であって</p>

について	も、設置計画(遊具の種類や設置時期等の概要。設置の予定がない場合はその理由)を開園時まで策定し、入所希望者へ情報提供すること。
------	---

(2) 幼保連携型認定こども園を整備する場合は、上記の1～23 について、「保育」を「教育・保育」と読み替えて適合させるとともに、下表の基準にも適合すること。

1 遊戯室および保育室	<p>① 遊戯室は、専用として 100 m²以上を確保して設置すること。ただし、常設のステージは上記の面積に含めない。</p> <p>② 満3歳児以上の園児に対する保育室の面積は、1学級あたり53m²以上とすること。また設置数は学級数以上とすること。</p>
2 園舎面積	<p>園舎の延べ床面積について、次の①と②を合算した面積以上の大きさを確保すること。</p> <p>① $320 \text{ m}^2 + 100 \times (\text{学級数} - 2) \text{ m}^2$</p> <p>② 満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積</p>
3 園庭面積	<p>次の①と②を比較して大きい方の面積に、2歳児1人につき3.3m²を加算した面積以上の大きさを確保すること。</p> <p>① 満3歳児以上1人につき3.3m²</p> <p>② $400 \text{ m}^2 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$</p>

<問い合わせ>

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1

明石市こども局こども育成室企画担当(旧待機児童対策担当)

担当: 中澤、迫田、水野

Tel:078-918-5267 Fax:078-918-5163

E-mail:taikijidou@city.akashi.lg.jp